

産業廃棄物搬入者の方へ

【承認された月間排出量を厳守してください。】

産業廃棄物搬入承認書に記載された月間排出量(以下「承認量」)は、当組合の廃棄物処理条例や規則等により、定められている受入基準のひとつです。

ごみの一層の減量を図るために焼却残灰を溶融してスラグ化する灰溶融施設が建設され、中防破碎処理施設は、受入れヤードが大幅に狭くなり大量の受入れができなくなっている現状です。

承認量以内での搬入をお願いします。

なお、1ヶ月の搬入量合計が「承認量」を超えた場合は、搬入量抑制に向けた指導を行います。

***承認量を超えた搬入は、施設の適正な管理運営に支障をきたすものであり、搬入禁止・搬入承認取消の対象になります。**

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課

電話 03-6238-0730